

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類		内容による分類	役 務 仕 様 書
		性質による分類	共 通 仕 様 書
物品番号		仕様書番号	高良分基LPS-V23001-1
件 名	現地外注整備共通整備仕様書(市販型車両)	承認	平成 4年 4月 8日
		作成	平成24年 4月17日
		改正	平成24年 4月17日
			平成 年 月 日
		作成部隊名	第 8 高 射 隊

1 総 則

1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、第8高射隊が行う市販型車両の現地外注整備に関する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の意義

この仕様書並びにこの仕様書を適用する個別仕様書において、用いる用語の意義は次による。

(1) 関連文書

関連文書とは、この仕様書に引用する文書及びこの仕様書の参考となる文書で次のものをいう。

ア 引用文書

引用文書とは、この仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。

イ 参考文書

参考文書とは、この仕様書に規定した事項を更に理解させるため、参考となる文書及び図面をいう。

(2) 個別技術指令書等

個別技術指令書等(以下「個別TO等」という。)とは、次のものをいう。

ア 当該車両に適用するために航空自衛隊が発行又は指定した技術図書(以下「J. T. O」という。)

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
	イ 製造会社が車両の操作及び整備を目的として作成した取扱説明書、整備解説書等、整備基準、部品目録及び図面等で整備作業の基準となるものをいう。 (3) 市販型車両 市販型車両とは、航空自衛隊車両等整備基準(J. T. O. 00-10-9)(以下「車両等整備基準」という。)第1-2表に示す車両及び付属品等をいう。 (4) 付属品等 付属品等とは車両に付属するもの又はその一部を構成する単品で次のものをいう。 ア 予備タイヤ イ 消火器 ウ 発煙筒 エ 幌 オ 車載工具 カ 車載予備部品 (5) 修理不能 修理不能とは、次の各号の場合をいう。 ア 個別TO等に規定された修理限度を越える場合 イ 個別仕様書により特に規定がない限り、当該品目の修復に必要な総費用が新品取得価格の65%以上と見積る場合 (6) 監 督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行場所において必要に応じ立ち会い、材料等の品質及び工程の管理等その他の事項について必要な指示を行うことをいう。 (7) 検 査 検査とは、契約に基づき整備された車両の品質及び数量等が当該契約の内容に適合するか否かを確認し、合否の判定を行うことをいう。
	1.3 関連文書 次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。 (1) 引用文書 ア 道路運送車両法 イ 自衛隊の使用する自動車に関する訓令 ウ 航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
エ 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) オ 車両等の塗装及び標識 (J. T. O. 36-1-3) カ 車両等検査要領 (J. T. O. 36-1-6) キ 車両等の防錆要領 (J. T. O. 36-1-52) ク 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令 (J. T. O. 00-20B-6) ケ 地上器材及び車両等の地上安全 (J. T. O. 35-1-2) コ 個別TO等 (2) 参考文書 ア 航空自衛隊調達規則 (JAFR124) イ 航空自衛隊装備品等整備基準(J. T. O. 00-10-1)	
2 役務に関する要求事項	
2.1 整備作業は、次の各項に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては車両の特性、状態を考慮して、整備資材及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。	
2.2 整備作業の種類	
契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。 (1) 定期検査整備 定期検査整備は、車両等整備基準の「2-7 定期検査」に定めるI検査又はM検査について、次の工程により作業を実施する。ただし、修理等は定期検査の結果に基づき、監督官の指示を得て作業を実施する。 ア 定期検査 イ 分解検査 ウ 修理等 (2) 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法「第48条 定期点検整備」に定める3か月、6か月、12か月(1年)、24か月(2年)の各点検について次の行程により作業を実施する。ただし、修理等は定期点検の結果に基づき、監督官の指示を得て作業を実施する。 ア 定期点検	

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
	イ 分解検査 ウ 修理等 (3) 計画外整備 計画外整備は、計画整備(定期検査整備及び定期点検整備)以外で車両の運行による不具合事項の修復及びその他臨時に行う整備について、個別仕様書に規定された部位及び組部品の整備作業を実施する。 2.3 整備作業の内容 個別仕様書で指定された整備作業の内容は次に示すものとし、各作業を実施した結果、確認又は判定された故障又は欠陥については、修理等明細書(別紙第1)に記録し、監督官の確認を得るものとする。 (1) 定期検査 定期検査は、I検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6及び別冊「一般車両検査手順」及び「施設、荷役その他の車両検査手順」(以下「検査手順」という。)の検査手順に従い車両の状態を検査確認するため、目視検査、測定器具等を使用した機能試験等の整備作業を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な整備作業の要否を確認する。確認の結果は、車両等作業用紙一般車両(別紙様式第1)車両等作業用紙施設、荷役その他(別紙様式第2)に記録し、監督官に提出する。 (2) 定期点検 定期点検は、3か月、6か月、12か月(1年)、24か月(2年)の各点検について自動車点検基準の第2条に規定する定期点検基準に従い車両の状態を点検確認するため、目視点検、測定器具等を使用した機能試験等の整備作業を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な整備作業の要否を確認する。確認の結果は、自動車点検基準の第4条に定める定期点検整備記録簿に記録し、監督官に提出する。 (3) 分解検査及び分解点検 分解は、検査又は点検の結果、判明した故障又は欠陥等の状態を確認するために必要な部位、部品について、最小限の分解を行う。また分解した部位、部品は目視点検、機能試験等を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、部品交換の要否を判定する。なお、分解した部位、部品は交換を要する部品を除き、必要な品質を確保するための処置を行う。

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
-----	--------------------

(4) 修理等

修理等明細書に記録された要修理部位、部品を車両が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の整備作業を行う。

ア 交 換

修理明細書で交換を要すると判定された部品を2.6項に適合する良品と交換し、交換部品明細書(別紙第5)を監督官に提出する。

イ 加 工

修理に必要な加工は、要修理品の状態、特性に応じた最良の方法で行う。

ウ 組立調整

2.3(3)項で使用可能品と判定されたもの又は交換、加工により修理した部位、部品を規定の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立て、必要に応じて各部を調整する。

エ 潤 滑

個別仕様書で規定する個別T. O等により車両の潤滑を必要とする部位、所要量及び潤滑油の種類等を確認し、適正量を給油脂する。

オ 塗装及び標識

車両の塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識(J. T. O. 36-1-3)(以下「塗装基準」という。)に基づき極力、部分塗装を実施するものとする。

2.4 要求性能

車両の整備完了後の機能及び性能は、個別仕様書により規定する。

2.5 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- (1) 車両を修復するため、個別仕様書に規定した以外の整備作業の必要がある場合。
- (2) 車両が整備中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2項(5)アに該当する場合は、修理不能品発生(見込)報告書(別紙第2)を作成し契約担当官に提出するものとする。

2.6 使用部品及び材料

- (1) 整備作業に必要な部品及び材料(以下「部品等」という。)は、個別仕様書で規定されたものを除き契約相手方で準備するものとする。

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
(2) 部品等の使用は原則として製造会社の部品(個別TO等に記載された部品)とする。 (3) 整備作業において、修理不能品(組部品)が発生し、これの使用可能な部位等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、監督官の確認を得てこれらの部品の活用を図るものとする。 3 品質保証 3.1 品質管理 契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で特に規定する場合を除き次によるものとする。 (1) 整備作業に使用する計測機器等は、定期的に整備され、所要の性能が維持されていなければならない。 (2) 2.3項及び2.4項による整備記録等は整理し、車両等整備基準及び自動車点検基準に定める期間保存するものとする。 3.2 監督及び検査 (1) 監 督 監督官は、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行場所において必要に応じ立ち会い、材料等の品質及び工程の管理等その他の事項について必要な指示を行い、これらの内容を監督実施記録(別紙第3)に記録する。また、契約相手方から提出された整備記録等は整理し、関係法規等の定めるところにより保存しなければならない。 (2) 検 査 完成検査官は、検査指令書に基づき、整備された車両の品質及び数量等が当該契約の内容に適合するか否かを確認し、可否の判定を行う。 4 その他の指示事項 4.1 提出書類の種類 契約相手側が監督官の指示等により提出する書類は、次のとおりとする。 (1) 別紙第1 修理等明細書(2.3項関係) (2) 別紙第2 修理不能品発生(見込)報告書(2.5(2)項関係) (3) 別紙第4 官給品使用明細書(4.4(2)ア項関係) (4) 別紙第5 交換部品明細書(2.3(4)ア項関係)	

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
-----	--------------------

4. 2 技術協力

契約相手方は、次に示す場合、官に技術等の協力をしなければならない。

- (1) 納入品に関して不具合が発生し、その原因、対策及び処置について官から依頼された場合には、調査検討を行う。
- (2) その他技術的事項について、官から要求があった場合には資料等の提出又は提示等の協力を行う。

4. 3 安全管理

契約相手方は整備作業に関し、公害を発生する恐れのある物の取扱い及び危険を伴う作業について、法令に係るものは当該法令に基づき適切な安全管理を行わなければならない。

4. 4 補給手続等

(1) 車両の受渡し

車両の受渡しは、航空自衛隊物品管理補給手続「第5章 物品管理補給業務一般」により実施し、車両の搬入及び搬出は、官が実施する。

(2) 官給品

ア 個別仕様書で官給を規定され、官給品を使用した場合は、速やかに官給品使用明細書(別紙第4)を監督官に提出する。

イ 契約相手方は、官給または寄託された物品等について不具合を発見した場合は、監督官に報告し、その指示により航空自衛隊物品管理補給手続「第7章 第5節 不具合通報」の規定により不具合通報を提出するものとする。

(3) 交換した部品の返納処置

交換した部品については返納する。

4. 5 保 証

(1) 修理完成品は、納入後3か月または6か月の間において故障又は欠陥等が発生し、その原因が契約相手方の不備によるものであることが明かな場合、契約相手方は無償で再修理の責を負うものとする。

(2) 物品等は、官が引渡してから受取るまでの間、一切の保管責任は契約相手方の責任とする。

(3) 契約履行期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は、契約相手方の負担とする。

件 名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
4. 6 仕様書の疑義 仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じて契約担当官に申し出て、双方協議して解決する。	

[illegible]

※ 必要に応じ、付紙第1を使用する。

修理不能品発生（見込）報告書

契約担当官

殿

住所

会社名

代表氏名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記の契約について、付紙第2「修理見積算定内訳資料」修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督確認年月日

平成 年 月 日

階級氏名

印

監督実施記録

契約番号		整備の種類	
車 種		車 番	
開始日付		完了日付	

1. 実施事項

(1) 作業内容の確認

作 業 箇 所		確認	作 業 箇 所		確認
ア	操 行 装 置		カ	原 動 機	
イ	制 動 装 置		キ	燃 料 装 置	
ウ	走 行 装 置		ク	電 気 装 置	
エ	緩 衝 装 置		ケ	灯 火 装 置 等	
オ	動 力 伝 達 装 置		コ	その他の点検箇所	

(2) 交換部品等の確認

良 好		不 良	
-----	--	-----	--

2. 判定

(適合)

(一部適合)

(不適合)

3. その他

確認場所		整備業者名	
監督官氏名		補助者氏名	

交換部品明細書				契約相手方 氏 名 住 所		印		
契約番号			車 種				監督官 確認印	印
			車 番					
一連 番号	物 品 番 号 又 は 物 品 番 号 等	品 名		単位	数量	単 価	金 額	

※ 必要に応じ、付紙第 3 を使用する。

[illegible]

修理見積算定内訳資料		
1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 価 格	
5	一 連 番 号	
6	修 理 費	
	部 品 費	
7	官給部品費	
8	総修理費	
9	(8 ÷ 4) %	
10	修理不能品 状 態	

車両作業用紙(一般車両)					整備作業チェック記号																					
車種	検査の種類	I ☐ M ☐ + ☐		V	良好	S 手入れ																				
自動車番号	所属部隊			×	要調整	T 締付																				
開始日付	完了日付			×	要取換	C 清掃																				
				×	要修理	L 給油																				
点検項目		記	備考	点検項目		記 備考																				
I. かじ取り装置				1. タイヤの状態																						
1. ハンドルの操作具合				(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)																						
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				(2) タイヤの亀裂、損傷																						
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																						
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				* タイヤの溝の深さ																						
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> </tr> </table>			前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm	左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右
前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm																	
左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右																	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた																										
7. ホイール・アライメント																										
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷																										
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量																										
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み																										
II. 制動装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																						
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																						
2. ブレーキのきき具合				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																						
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																						
4. パーキング・ブレーキの効き具合				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																						
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				IV. 緩衝装置																						
6. リザーバ・タンクの液量				1. リーフ・スプリングの損傷																						
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																						
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																						
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				(2) スプリング・ブラケットの取付部																						
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																						
				(4) トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部																						
<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> </tr> </table>				前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm	左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右	3. コイル・スプリングの損傷		
前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm																	
左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右																	
11. ブレーキ・チャンパの機能				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																						
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																						
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) サスペンションの各連結部のがた																						
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																						
15. ブレーキ・カム・の摩耗				5. エア・サスペンションのエア漏れ																						
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																						
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																						
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				8. エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能																						
19. バック・プレートの状態				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷																						
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間				V. 動力伝達装置																						
21. ブレーキ・パッドの摩耗				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間																						
<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>左</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>mm</td> <td>右</td> </tr> </table>				前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm	左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右	(1) クラッチ・ペダルの遊び		
前	前	mm	前	mm	後	前	mm	前	mm																	
左	後	mm	左	後	mm	右	後	mm	右																	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																						
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間																						
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				2. クラッチの作用																						
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																						
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																						
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																						
III. 走行装置				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																						
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																						
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																						
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																						
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																						
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた																						
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																						

VI. 電気装置				5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷							
1. スパーク・プラグの状態					6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷						
2. 点火時期					7. 二次空気供給装置の機能						
3. ディストリビュータのキャップの状態					8. 排気ガス再循環装置の機能						
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食					9. 減速時排気ガス減少装置の機能						
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷					10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態						
VII. 原動機				IX. 附属装置等							
1. 低速と加速の状態					1. ホーンの作用						
2. 排気の状態					2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用						
CO HC 黒煙					3. デフロスタの作用						
					4. 施設装置の作用						
					5. エキゾーストパイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷						
3. エア・クリーナ・エレメントの状態					6. マフラーの機能						
4. エア・クリーナの油の汚れと量					7. 火花防止装置の状態						
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					8. エア・タンクの凝水						
6. エンジン・オイルの濡れ					9. エア・コンプレッサの機能						
7. 燃料濡れ					10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能						
8. ファン・ベルトの緩みと損傷					11. 非常口の扉の機能						
9. 冷却水濡れ					12. 車枠、車体の緩みと損傷						
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				13. 連結装置のカブラの機能と損傷							
1. メーターリング・バルブの状態					14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷						
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					15. シート・ベルトの状態						
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷					16. 開扉発車防止装置の機能						
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					17. シヤシ各部の給油脂状態						
付記又は特記事項											
整備員印				整備員印				整備幹部印			
								整備部隊等の長印			

車両作業用紙（施設、荷役用その他の車両）				整備作業チェック記号																							
車種	検査の種類	所属部隊	完了日付	V 良好	S 手入れ																						
自動車番号	開始日付	記	備考	X 要調整	T 締付																						
開始日付	完了日付	記	備考	XX 要取換	C 清掃																						
開始日付	完了日付	記	備考	XXX 要修理	L 給油																						
点検項目		記	備考	点検項目																							
I. かじ取り装置				1. タイヤの状態																							
1. ハンドルの操作具合				(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)																							
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				(2) タイヤの亀裂、損傷																							
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																							
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				* タイヤの溝の深さ																							
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td>後</td><td>輪</td><td>後</td><td>輪</td><td>後</td><td>輪</td><td>後</td><td>輪</td><td>後</td><td>輪</td> </tr> </table>		前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪	後	輪	後	輪	後	輪	後	輪	後	輪
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																	
輪	後	輪	後	輪	後	輪	後	輪	後	輪																	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																							
7. ホイール・アライメント				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																							
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																							
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																							
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																							
II. 制動装置				IV. 緩衝装置																							
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間				1. リーフ・スプリングの損傷																							
2. ブレーキのきき具合				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																							
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																							
4. パーキング・ブレーキの効き具合				(2) スプリング・ブラケットの取付部																							
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																							
6. リザーバ・タンクの液量				(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部																							
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				3. コイル・スプリングの損傷																							
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																							
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																							
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				(2) サスペンションの各連結部のがた																							
				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																							
				5. エア・サスペンションのエア漏れ																							
11. ブレーキ・チャンバの機能				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																							
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																							
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																							
14. ブレーキ倍力装置の機能				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷																							
15. ブレーキ・カム・の摩耗				V. 動力伝達装置																							
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間																							
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				(1) クラッチ・ペダルの遊び																							
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				(2) リリーズ・フォーク先端の遊び																							
19. バック・プレートの状態				(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間																							
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間				2. クラッチの作用																							
21. ブレーキ・パッドの摩耗				3. クラッチ液の量																							
				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																							
				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																							
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																							
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																							
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																							
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				(1) スプライン部の摩耗によるがた																							
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																							
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた																							
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																							
III. 走行装置																											

VI. 電気装置				11. 車枠、車体の緩みと損傷						
1. スパーク・プラグの状態				12. 連結装置のカブラの機能と損傷						
2. 点火時期				13. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷						
3. ディストリビュータのキャップの状態				14. シート・ベルトの状態						
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				15. 閉扉発車防止装置の機能						
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				62. シャン各部の給油脂状態						
VII. 原動機				X. 施設、荷役、その他の車両						
1. 低速と加速の状態				1. キャリッジ						
2. 排気の状態				2. 操作レバー — リフト、チルト						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">CO</td> <td style="width: 25%;">HC</td> <td style="width: 25%;">黒煙</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙		3. チェン — リフト、ドライブ		
CO	HC	黒煙								
				4. ケーブル — ウインチ、ホイスト						
				5. シリンダ — リフト、チルト						
3. エア・クリーナ・エレメントの状態				6. 油圧ポンプ						
4. エア・クリーナの油の汚れと量				7. 一般漏えい — 油、水、チルト						
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				8. 旋回機構						
6. エンジン・オイルの漏れ				9. マスト本体、ブーム						
7. 燃料漏れ				10. 安全クラッチ、減速機構						
8. ファン・ベルトの緩みと損傷				11. ドラム						
9. 冷却水漏れ				12. 昇降機構						
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				13. コンピュータ、ブラシ						
1. メターリング・バルブの状態				14. コントローラ						
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				15. パワー・テーク・オフ						
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				16. 索導器						
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				17. クレーン・アタッチメント						
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				18. キャタピラ						
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				19. 排土板、スクレーパ						
7. 二次空気供給装置の機能				20. フイフス・ホイール						
8. 排気ガス再循環装置の機能				21. 補助脚						
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				22. キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合個所						
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状況				XI. かく座機収容器材						
IX. 附属装置等				1. 操向装置						
1. ホーンの作用				2. 操向アライメント						
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用				3. クレーン・エンジン						
3. デフロスタの作用				4. クレーン電気系統						
4. 施錠装置の作用				5. 補助脚						
5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷				6. 通話装置						
6. マフラーの機能										
7. 火花防止装置の状態の状態										
8. エア・タンクの凝水										
9. エア・コンプレッサの機能										
10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能										
11. 非常口の扉の機能										

付記又は特記事項

km

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--